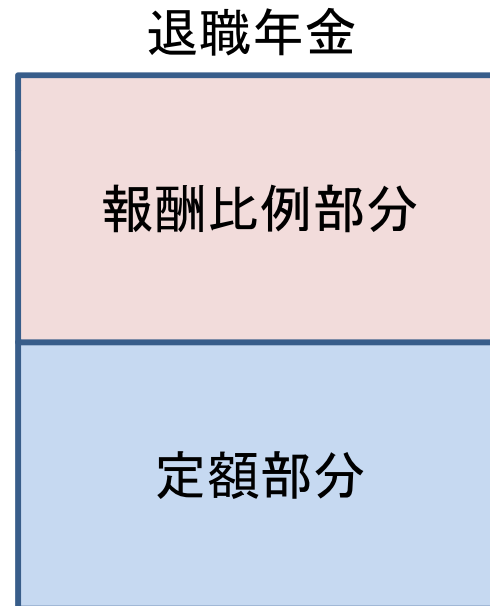


平成30年度年金相談会

日本鉄道共済組合

国鉄職員の年金と遺族の年金①

- ご主人が受給していた退職年金は、定額部分と報酬比例部分からなっています。



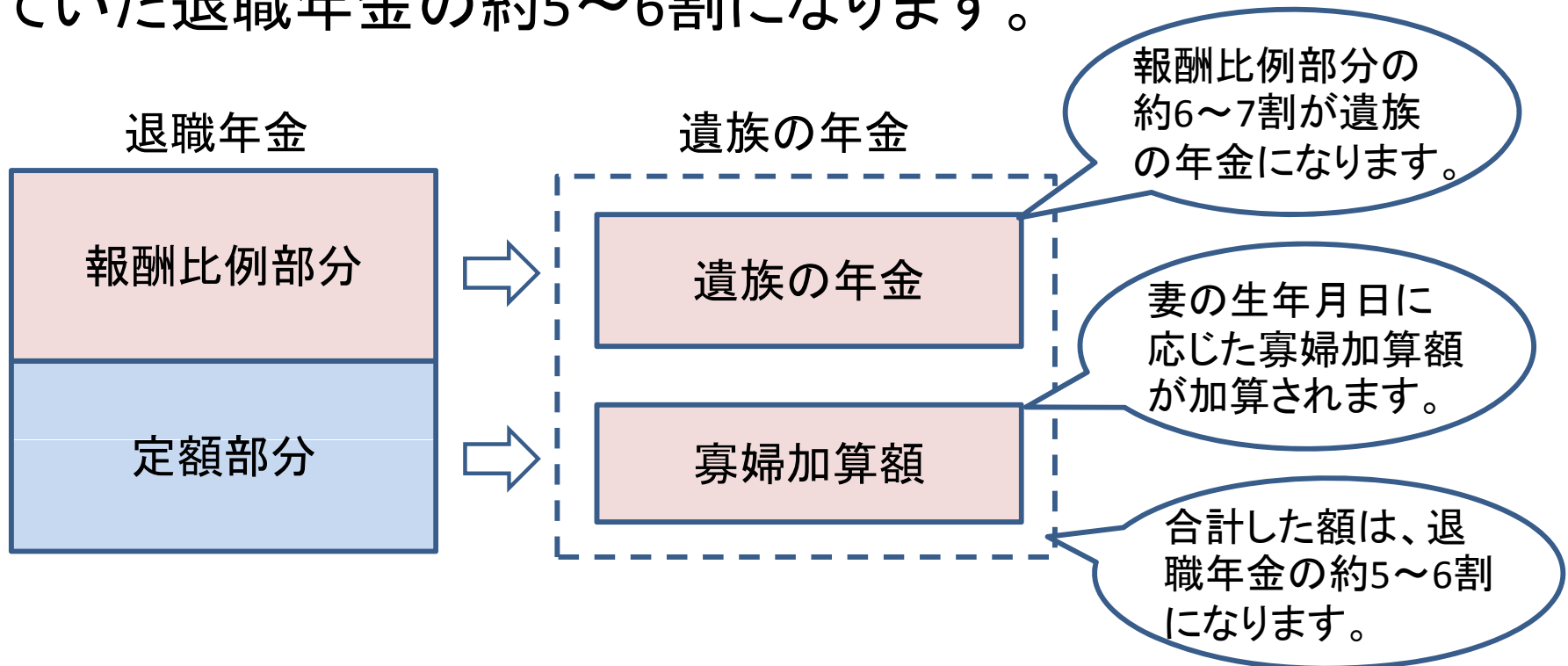
※定額部分と報酬比例部分について

定額部分：国鉄などの勤務年数に比例した額

報酬比例部分：国鉄退職時の給料と勤務年数に比例した額

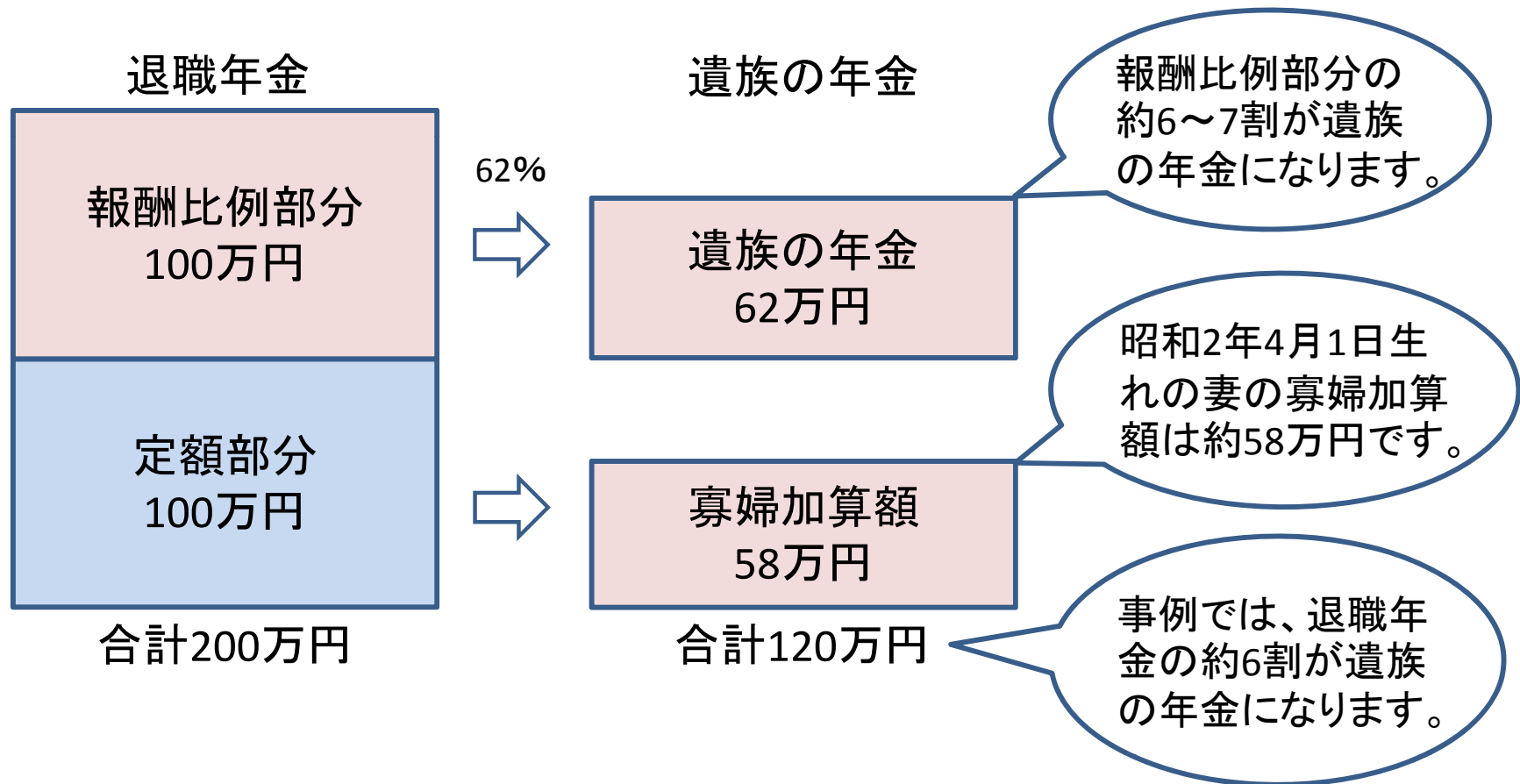
国鉄職員の年金と遺族の年金②

- 報酬比例部分の約6～7割が遺族の年金になります。
- 定額部分は遺族の年金にはなりませんが、遺族が元組合員の妻であるときは、妻の生年月日に応じた加算額(以下「寡婦加算額」といいます。)が加算されます。
- 遺族の年金と寡婦加算額を合計した額は、ご主人が受給していた退職年金の約5～6割になります。



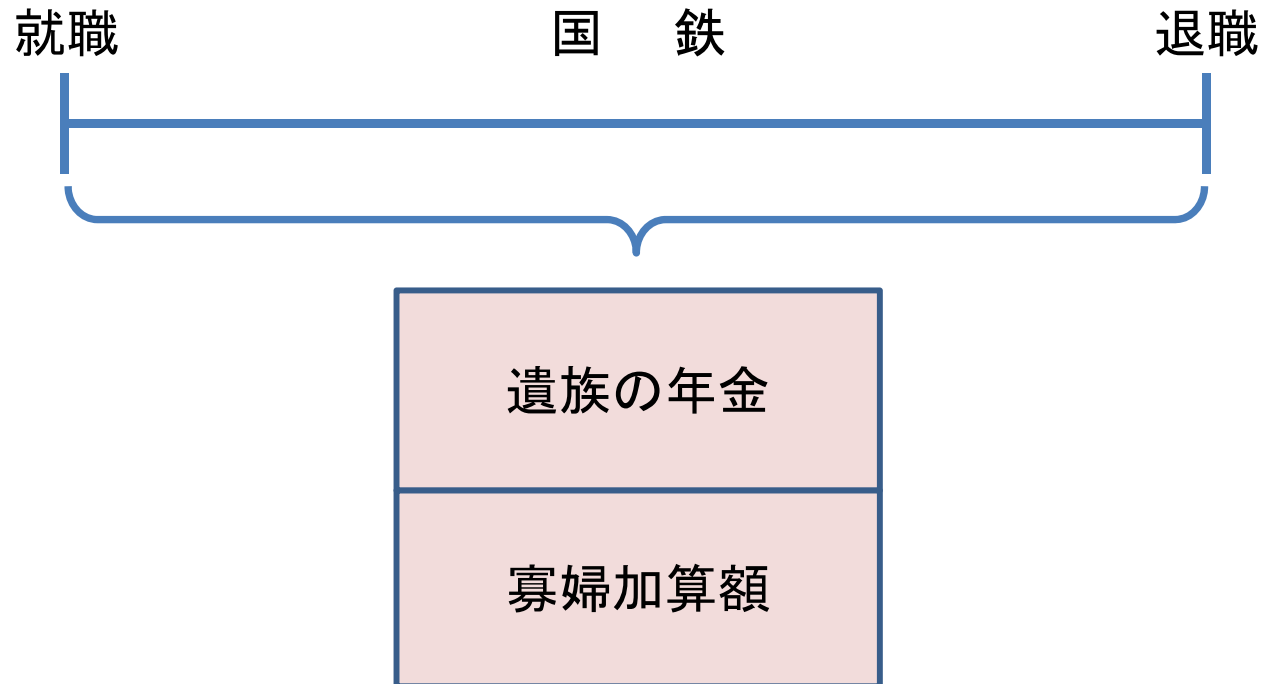
国鉄職員の年金と遺族の年金③

- 例えば、ご主人の退職年金が200万円、妻の生年月日が昭和2年4月1日であった場合、遺族の年金は120万円となり、退職年金の6割になります。



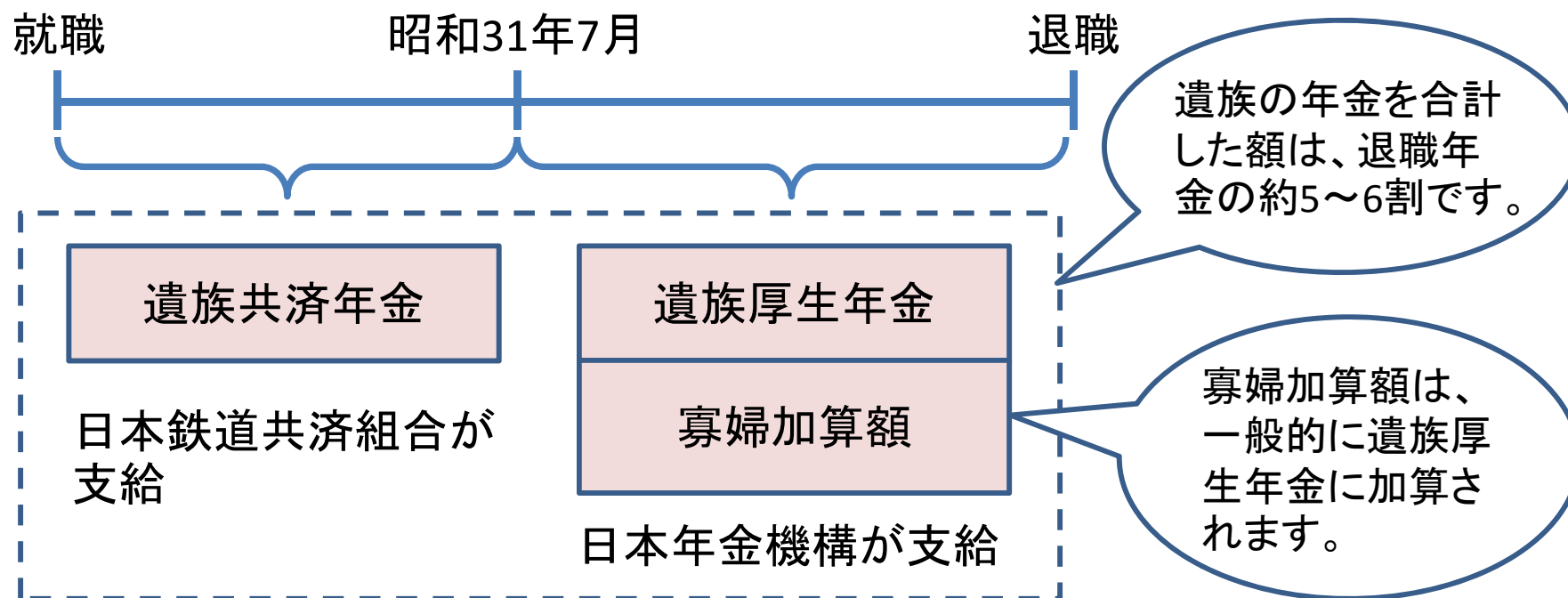
鉄道共済が支給する遺族の年金①

- 遺族の年金(寡婦加算額を含む)は、ご主人が国鉄に就職したときから退職したときまでの額です。



鉄道共済が支給する遺族の年金②

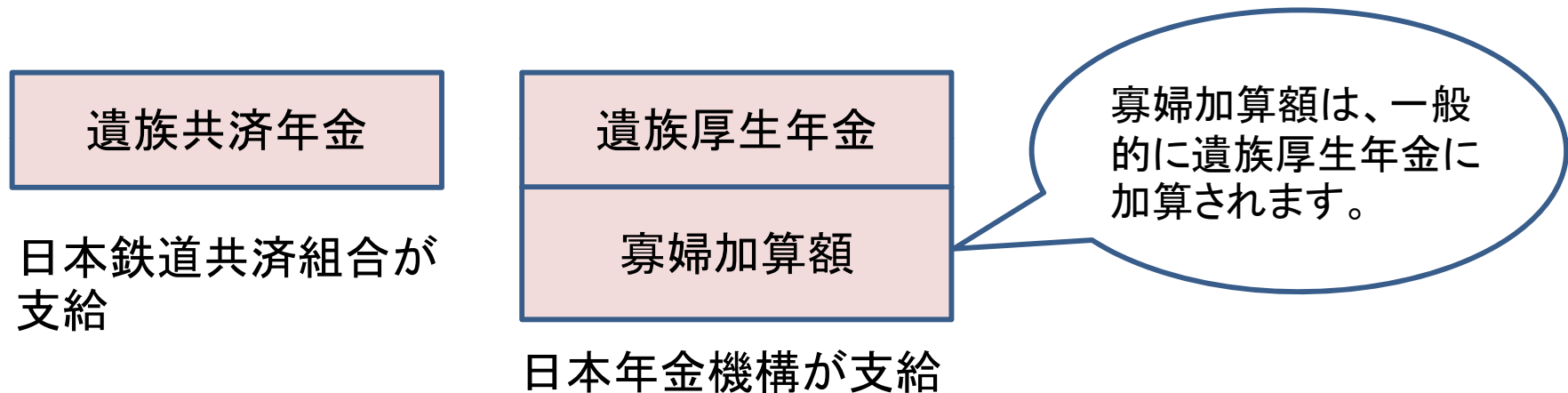
- 遺族の年金のうち、昭和31年6月以前の年金は日本鉄道共済組合が支給し、昭和31年7月以後の年金は日本年金機構が支給します。
- 遺族の年金を合計した額は、ご主人の退職年金の約5～6割になります。



遺族の年金が安くなる理由 その1

妻が若いと寡婦加算額が低い①

- 妻に支給される遺族の年金には、寡婦加算額が加算されます。



- 寡婦加算額は妻の生年月日に応じた額であり、**妻が若いと、寡婦加算額は低くなります。**

遺族の年金が安くなる理由 その1

妻が若いと寡婦加算額が低い②

- 寡婦加算額は、妻の生年月日に応じて次の額です。

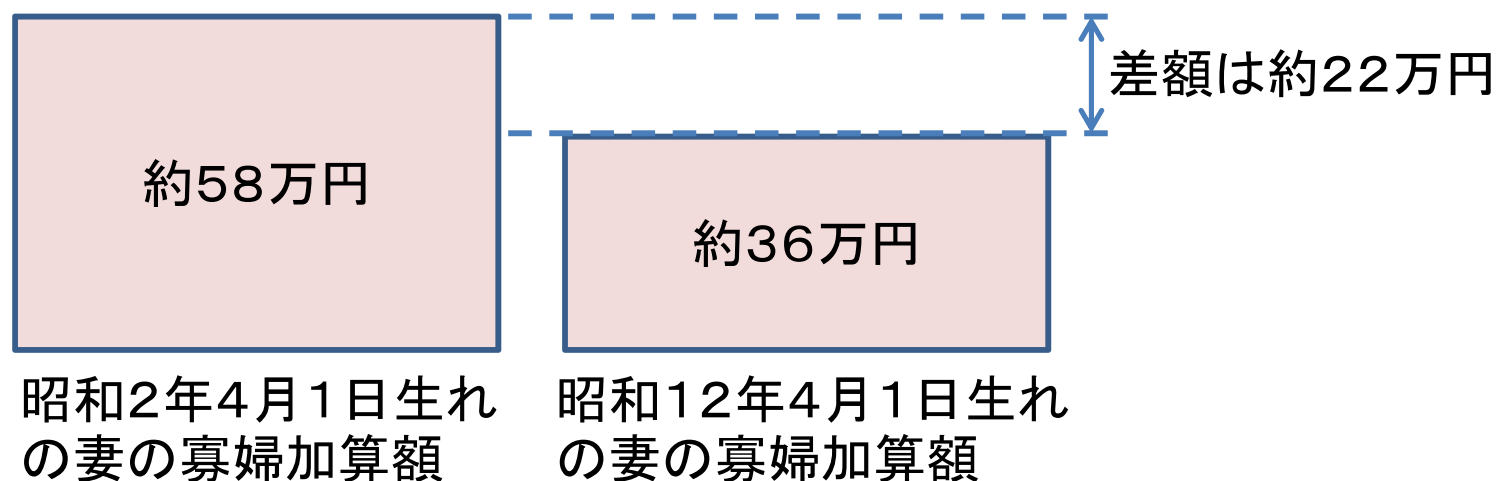
生年月日	寡婦加算額	生年月日	寡婦加算額
～昭和2年4月1日	約58万円	昭和11年4月2日～	約36万円
昭和2年4月2日～	約55万円	昭和12年4月2日～	約34万円
昭和3年4月2日～	約52万円	昭和13年4月2日～	約33万円
昭和4年4月2日～	約50万円	昭和14年4月2日～	約31万円
昭和5年4月2日～	約47万円	昭和15年4月2日～	約30万円
昭和6年4月2日～	約45万円	昭和16年4月2日～	約29万円
昭和7年4月2日～	約43万円	昭和17年4月2日～	約27万円
昭和8年4月2日～	約41万円	:	:
昭和9年4月2日～	約39万円	昭和30年4月2日～	約2万円
昭和10年4月2日～	約37万円	昭和31年4月2日～	0円

遺族の年金が安くなる理由 その1

妻が若いと寡婦加算額が低い③

- 例えば、妻の生年月日が昭和2年4月1日の方の寡婦加算額は約58万円、昭和12年4月1日の方は約36万円なので、昭和12年4月1日の方の年金は、昭和2年4月1日の方の年金と比べ約22万円安くなります。

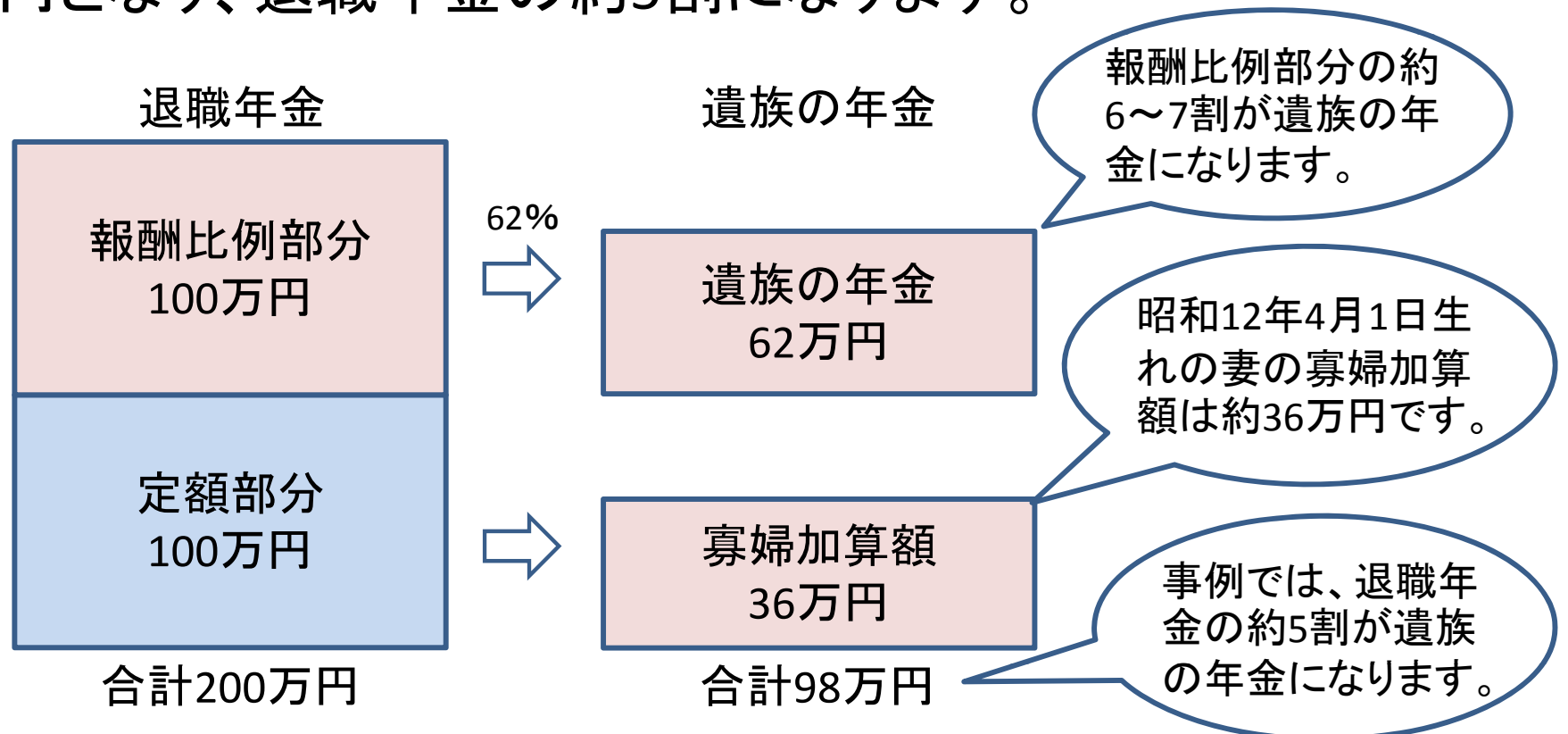
【例】



遺族の年金が安くなる理由 その1

妻が若いと寡婦加算額が低い④

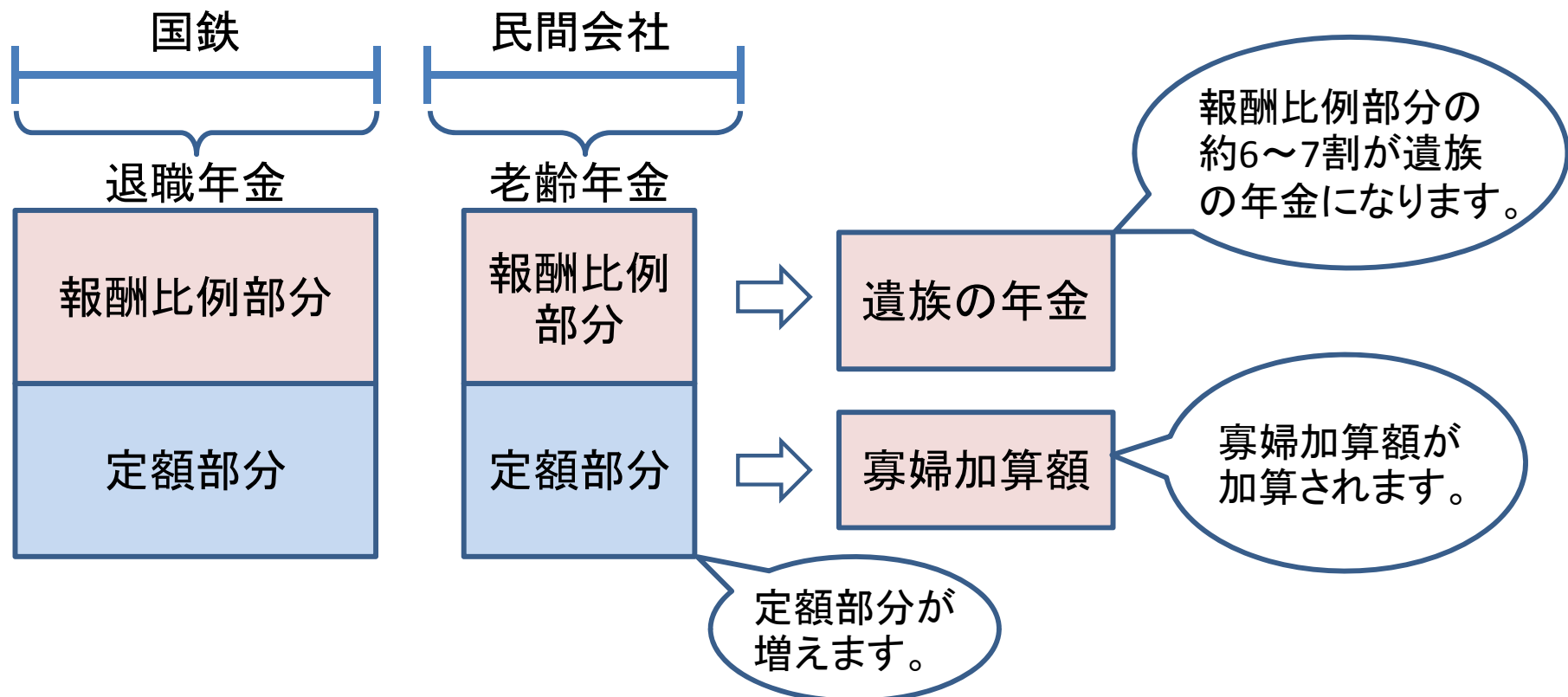
- 5ページの事例では、妻の生年月日が昭和2年4月1日であったため、遺族の年金は退職年金の約6割でした。
- 妻の生年月日が昭和12年4月1日の場合、遺族の年金は98万円となり、退職年金の約5割になります。



遺族の年金が安くなる理由 その2

ご主人が民間会社に再就職した場合①

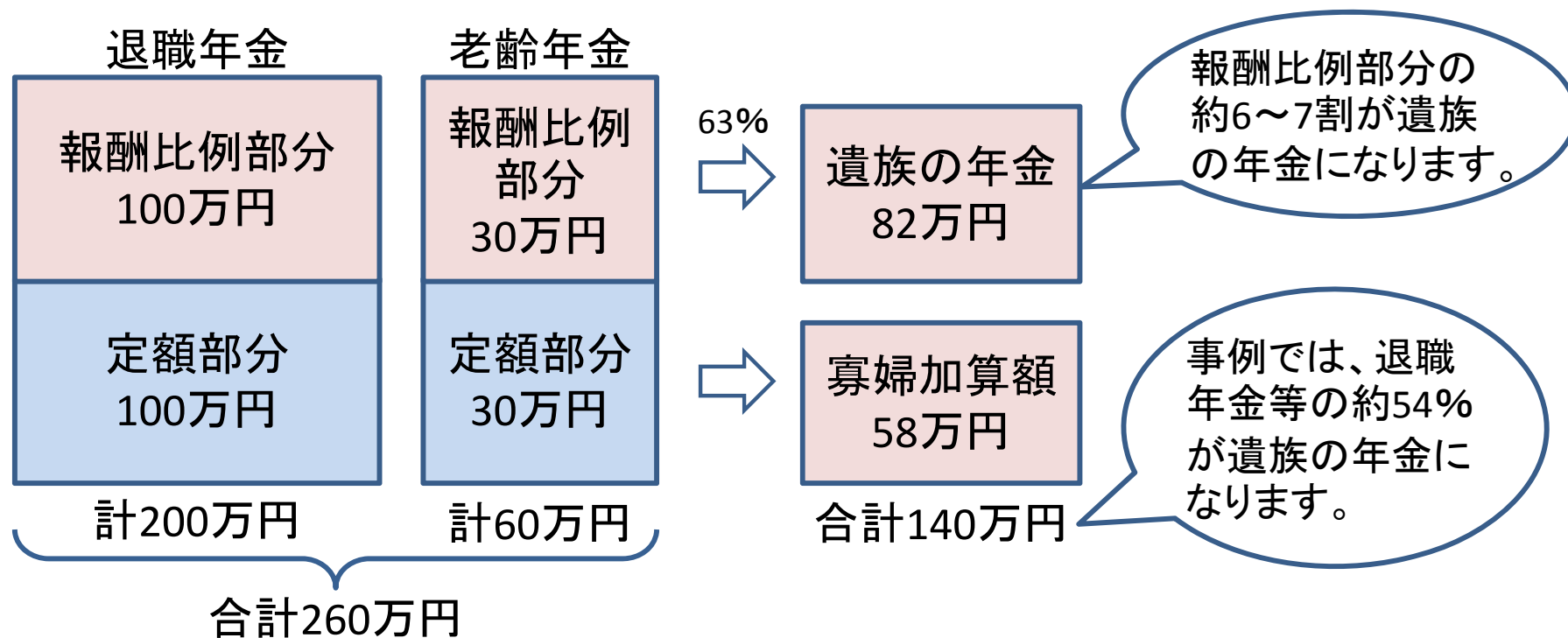
- 民間会社に再就職した方は、国鉄の退職年金と民間会社の老齢年金が支給されます。
- 報酬比例部分額は遺族の年金になりますが、定額部分は遺族の年金にはなりませんので、定額部分が増えると遺族の年金の割合が低くなります。



遺族の年金が安くなる理由 その2

ご主人が民間会社に再就職した場合②

- 5ページの事例では、ご主人の年金は退職年金の200万円であったため、遺族の年金は退職年金の約6割でした。
- 5ページの事例のご主人が民間企業に再就職し、ご主人の年金が退職年金200万円、老齢年金60万円、計260万円となった場合、遺族の年金は140万円となり、ご主人の年金の約54%となります。



こんなときは、 日本鉄道共済組合へご連絡ください①

- 次のいずれかに該当したとき
 - (1) 年金を受給している方が亡くなられたとき
 - (2) 障害等級が1～2級の状態であって遺族と認定された方が、障害等級が1～2級の状態でなくなったとき(障害等級が変わったときもご連絡ください。)
 - (3) 年金を受給している方が婚姻したとき(事実婚の状態となったときもご連絡ください。)
 - (4) 国鉄職員であった方のお子様やお孫様で年金を受給している方が18歳になった日以後の最初の3月31日を経過したとき
 - (5) 年金を受給している方が直系血族と直系姻族以外の方の養子になったとき
 - (6) 年金を受給している方と国鉄職員であった方との親族関係が、離縁によって終了したとき

こんなときは、 日本鉄道共済組合へご連絡ください②

- 転居したとき

- (1) 住民票を異動した方

- 現在、住民票上の住所地を書類送付先の住所として登録している方は、住民基本台帳ネットワークにより転居後の住所を確認することができますので、住所変更の届け出は不要です(電話番号を変更した方は、新しい電話番号をご連絡ください。)

- (2) 書類送付先を変更する方

- 住民票上の住所地以外の住所を書類送付先住所に変更したい方は、届出用紙をお送りしますのでご連絡ください。なお、はがきなどに「転居届」と記入し、年金証書記号番号、氏名(ふりがな)、生年月日、転居後の郵便番号・住所・電話番号を記入のうえ、日本鉄道共済組合あてに送付していただいても結構です。

- 年金受取金融機関を変更したいとき

- 年金証書や年金額改定通知書などを再発行したいとき

こんなときは、 日本鉄道共済組合へご連絡ください③

- 年金受給者の方が成年後見人を選任されたとき
 - (1) 選任された事実が確認できる登記事項証明書のコピーを提出してください。
 - (2) 年金の振込みは年金を受給している方の氏名で行うため、成年後見人の方に金融機関において口座名義人氏名のへ読替えの手続きを行うようお伝えください。

日本鉄道共済組合 年金係

〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1横浜アイランドタワー19階

電話番号 045-222-9512

受付時間 平日 9:40～12:00 13:10～17:00

ホームページアドレス <http://www.jrkyosai.or.jp>

※ホームページで届出用紙のダウンロードができます。